

第29次地方制度調査会第3回総会における専門小委員会の審議状況報告に対する意見

- ・ 「議会制度のあり方」につきましては、本年9月5日に開催されました第14回専門小委員会における地方団体ヒアリングにおいて、意見表明をさせていただいたところですが、本日は、「監査機能の充実・強化」に関するものを含め、改めて意見として提出させていただきます。
- ・ まず、「議会制度のあり方」についてであります。現在、政府の地方分権改革推進委員会において、第2次勧告に向け精力的な審議が進められており、「議会制度のあり方」の検討に当たっては、こうした地方分権改革推進委員会の議論との連携を図りながら、「議会の自主性・自立性の拡大」、「自治立法権の拡大への対応」、「住民自治の充実・拡充」など、地方分権改革を強力に推進する方向での議論を行う必要があると考えております。
- ・ それでは、専門小委員会で審議されております個別論点のうち、主要な点について意見を述べさせていただきます。
- ・ まず、「契約締結及び財産の取得・処分の議決事件に係る政令基準」についてですが、専門小委員会では、「条例を制定するに当たっての裁量を現行よりも合理的な範囲内で拡大する」との見直しの方向性が示されております。
- ・ 私としては、できる限り議会の自主性・自立性を拡大すべきとの立場から、政令基準については、何らかの議決要件は必要ではありますが、全国一律的な規制を行う必要は必ずしもないものと考えております。
- ・ また、「議会への財政上の報告を要する法人等の範囲の拡大」についても、4分の1以上出資法人のうち条例で定めるものにまで拡大するとの方向性が示されておりますが、自治体と密接な関係を有する団体の設立状況等は必ずしも全国一律ではなく、それぞれの実情を踏まえた上で各自治体が自主的に判断していくべきものと考えております。
- ・ これらの点については、いずれも、できる限り、地方の自主性・自立性が拡大し、地方分権改革を推進していく方向でさらに議論を進めていくべきものと考えており、この場において、重ねて意見として述べさせていただきます。
- ・ 次に、「法定受託事務の議決事件への追加」についてですが、専門小委員会では、「法定受託事務についても議決事件の追加を認めることが適当である」との見直しの方向性が示されておりますが、法定受託事務の性質等に鑑みて議決事件から除外する旨の規定

が設けられていることから、この問題については、引き続き、慎重に検討していただくようお願いいたします。

- ・ 次に、「会期制を廃止するなど弾力的な議会運営を通じて、幅広い人材が議会活動に参加できるようにすべき」との点については、メリット、デメリットの双方が想定されますが、私としては、会期制の取扱いについては基本的に議会運営に係る事項であるものの、仮に会期制が廃止される場合には事務負担の増加など執行機関への影響も想定されることから、こうした点に留意しながら、引き続き慎重な検討を行っていただきたいと思います。
- ・ いずれにしても、「議会制度のあり方」については、地方政治システムの根幹に関わる問題であることから、「長と議会の権限配分・抑制均衡の関係」などにも十分留意しつつ、引き続き、慎重な検討を進めていただきたいと思います。
- ・ 次に「監査機能の充実・強化」についてですが、「議会制度のあり方」と同様、よりよい自治体行政を実現し、また、地方分権改革を推進するとの観点からも、その充実・強化の方策について議論いただくことは意義深いものと考えており、専門小委員会で審議されている主要論点のうち、特に次の点について、意見を述べさせていただきます。
- ・ まず、「監査委員の選任方法」についてですが、専門小委員会では「議会の選挙により選出する」との見直しの方向性が示されておりますが、候補者の選定方法や、公募の採用を含めその資格をどうするかなど、未だ明らかとなっていない点も多く、引き続き、慎重な検討を進めていただきたいと思います。
- ・ 次に、「議会選出の監査委員の廃止」についてですが、議会選出の監査委員は、行政の実情を把握し、また議会としてのチェック機能をより発揮する上から設けられているものと考えており、その廃止については、「議会制度のあり方」と合わせ幅広い観点から、さらに議論を深めていく必要があるのではないかと考えております。
- ・ いずれにしても、「議会制度のあり方」や「監査機能の充実・強化」については、地方団体の中でも、様々な意見が見られるテーマであり、我々地方の意見を十分に踏まえ、真の分権型社会の到来も見据えながら、必要な改革を議論していくことが望ましいものと考えております。

平成20年12月5日
岡山県知事 石井正弘